

平成28年11月25日
四国電力株式会社

風力発電設備の30日等出力制御枠の見直しについて

再生可能エネルギーの30日等出力制御枠¹については、国の新エネルギー小委員会の下に設置された系統ワーキンググループ（以下「系統WG」）において、一定の前提を踏まえた算定方法が示されるとともに、需要や電源構成の変化等を踏まえて定期的に算定することとされております。

当社は、本日、至近の需給実績等を踏まえたこれらの算定結果を系統WGに提出し、その内容を検証いただいた結果、再生可能エネルギーの30日等出力制御枠が確定いたしました。

これを受け、風力発電設備の30日等出力制御枠を、現在の64万kWから71万kW²まで拡大することといたしましたので、お知らせいたします。

当社といたしましては、今後とも、電力の安定供給に万全を期しながら、再生可能エネルギーの最大限の活用を図ってまいります。

- 1：再生可能エネルギーの固定価格買取制度で認められている、年間30日または360時間（太陽光）720時間（風力）の出力制御の上限内で系統への接続が可能な量（kW）
- 2：当社より融通送電を行っている淡路島南部も含む。（風力発電設備の接続済みおよび契約申込み済みの設備量の合計は、本年10月末時点で38万kW）

以上

新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ（第9回） 配布資料
再生可能エネルギーの接続可能量（2016年度算定値）等の算定結果について
（経済産業省ホームページ）